中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	アフガニー	9,700	6,650	3,650	3,650	950	1,500	1,500
アラブ首長国連邦	ディルハム	515	355	195	195	50	80	80
イエメン	リアル	35,550	24,450	13,350	13,350	3,550	5,550	5,550
イスラエル	シェケル	516	355	194	194	52	81	81
イラク	ディナール	168,000	116,000	63,000	63,000	17,000	26,000	26,000
イラン	リアル	4,710,000	3,240,000	1,760,000	1,760,000	470,000	740,000	740,000
オマーン	リアル	55.00	37.50	20.50	20.50	5.50	8.50	8.50
カタール	リヤール	516	355	194	194	52	81	81
クウェート	ディナール	43.50	30.00	16.50	16.50	4.50	7.00	7.00
サウジアラビア	リヤール	515	355	195	195	50	80	80
シリア	ポンド	72,750	50,000	27,250	27,250	7,250	11,350	11,350
トルコ	リラ	515	355	195	195	50	80	80
バーレーン	ディナール	53.50	37.00	20.00	20.00	5.50	8.50	8.50
ヨルダン	ディナール	101	70	38	38	10	16	16
レバノン	ポンド	216,000	148,500	81,000	81,000	21,500	34,000	34,000